

高山市過疎地域持続的発展計画の策定について

1. 計画の位置づけ等

高山市過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）第8条に基づき、高山市の過疎地域について持続的発展を図るため定めたものである。

現計画期間（令和3年度から令和7年度まで）の終了に伴い、高山市の過疎地域における総合的かつ計画的な対策を引き続き推進するため、新たな過疎地域持続的発展計画を策定する。

なお、計画を策定することにより、計画に基づいて行う事業は過疎対策事業債の活用や国庫補助率のかさ上げなど有利な財政支援が得られ、過疎地域の持続的発展に向けた取り組みを推進することが可能となる。

<経過>

- ・ 過疎地域の振興については、過疎地域自立促進特別措置法（以下「旧過疎法」という。）が令和3年3月31日で期限を迎えたことにより、新たに過疎法が令和3年4月1日に施行され、国は、過疎地域持続的発展市町村計画の策定を円滑に進めるよう、関係市町村に依頼した。
- ・ 本市では、合併前の旧町村単位で指定要件に該当する地域のみが指定される一部過疎として、旧過疎法に基づく過疎地域自立促進計画により、地域の実情に応じた過疎地域の振興を推進してきたところであるが、依然として人口減少等に伴う生産機能・生活環境の整備等に多くの課題があることから、引き続き、過疎地域における総合的かつ計画的な対策が必要なため、令和3年度に新たに過疎法に基づく計画を策定した。

2. 現計画の評価・検証 別紙1

地域の持続的発展のための基本目標のほか、毎年度実施する事業評価や市民アンケート等の結果に基づき計画の評価・検証を行った。過疎地域は市全体と比べて、人口減少の割合が大きい状況にあり、とりわけ医療、教育、公共交通などの住民生活に深く関わる分野の充実を図っていくことが求められている。

3. 計画の概要

(1) 対象地域（現計画と変更なし）

清見地域、荘川地域、久々野地域、朝日地域、高根地域、上宝・奥飛騨温泉郷地域

※対象地域は、「人口要件」（人口減少率）と「財政力要件」（財政力指数）にて該当の有無が判断される

※過疎法の施行期間（令和3年度から令和12年度までの10年間）内は、対象地域の変更なし

(2) 計画期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

(3) 策定のポイント

- ・過疎地域における総合的かつ計画的な対策をまとめる必要があるため、第九次総合計画との整合を図る。（現計画は第八次総合計画を基に策定）
- ・計画は、過疎地域（清見地域、荘川地域、久々野地域、朝日地域、高根地域、上宝・奥飛騨温泉郷地域）における事業を掲載する。

4. 計画体系及び計画骨子 別紙2 別紙3

計画体系は国の作成要領に基づき設定する（現計画と変更なし）

5. スケジュール

令和7年 9月 パブリックコメント

11月 計画案の策定、県協議

12月 議会提案

令和8年 1月 国へ計画提出

<地域の持続的発展のための基本目標> ※①

指標	指標の説明	現状値		目標値 ④	
人口 (市全体)	10月1日現在における 市内に居住する人口	平成27年 (2015年)	89,182 人	令和7年 (2025年)	82,000 人
人口 (過疎地域)			12,374 人		11,000 人

<実績>

現在の人口 ⑤ ※②		現在の人口と 目標値の比較 ⑤－④	目標比 ⑤/④×100
令和7年 (2025年)	81,810 人	△ 190 人	99.77 %
	10,352 人	△ 648 人	94.11 %

指標	指標の説明	現状値		目標値 ⑥	
合計特殊出生率 (市全体)	15歳から49歳までの 女性の年齢別出生率 の合計	平成29年 (2017年)	1.75	令和7年 (2025年)	1.83

直近の出生率 ⑦ ※③		直近の出生率 と目標値の比較 ⑦－⑥
令和5年 (2023年)	1.60	△ 0.23

※① 高山市第八次総合計画に掲げる指標に基づき設定

※② 令和7年4月1日「住民基本台帳」の登録人数

※③ 令和5年度「公衆衛生年報」(飛騨保健所)

● 人口について、目標値④と現在の人口⑤を比較すると、過疎地域では648人減少しており、過疎地域以外を含む市全体では190人減少しています。

● 合計特殊出生率について、目標値⑥と直近の出生率⑦を比較すると、市全体で0.23減少しています。

体系

1 基本的な事項

- (1) 市の概況
- (2) 人口及び産業の推移と動向
- (3) 行財政の状況
- (4) 地域の持続的発展の基本方針
- (5) 地域の持続的発展のための基本目標
- (6) 計画の達成状況の評価に関する事項
- (7) 計画期間
- (8) 公共施設等総合管理計画との整合

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画（事業計画）
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合

3 産業の振興

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画（事業計画）
- (4) 産業振興促進事項
 - ・ 産業振興促進区域及び振興すべき業種
 - ・ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
- (5) 公共施設等総合管理計画との整合

4 地域における情報化

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画（事業計画）
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合

5 交通施設の整備、交通手段の確保

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画（事業計画）
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合

6 生活環境の整備

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画（事業計画）
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上・増進

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画（事業計画）
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合

8 医療の確保

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画（事業計画）
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合

9 教育の振興

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画（事業計画）
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合

10 集落の整備

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画（事業計画）
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合

11 地域文化の振興等

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画（事業計画）
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合

12 再生可能エネルギーの利用の推進

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画（事業計画）
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画（事業計画）
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域持続的発展計画（骨子）

【基本内容】

1. 基本的な事項

（1）市の概況

- ・ 過疎地域共通の特徴として、①人口の減少、②高齢化の進展、③若年人口の減少の状況があり、これに伴う将来の維持が危ぶまれる集落の発生、担い手不足による農林業の低迷やそれに伴う雇用の場の減少、住民生活の基盤となる地域医療の確保、公共交通の維持など、依然として多くの課題を抱えている。

（過疎地域の指定状況）

清見地域、荘川地域、久々野地域、朝日地域、高根地域、上宝・奥飛騨温泉郷地域

（2）人口及び産業の推移と動向

- ・ 過疎地域においては、年々人口減少が続いているとともに、少子高齢化が著しい状況にあり、今後の過疎地域における地域経済や社会福祉の維持に影響を及ぼすほか、様々な課題の増加も危惧されている。

（人口の推移（国勢調査）過疎地域分）

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	16,649	15,604	△10.4%	14,442	△7.4%	12,374	△14.3%	10,898	△11.9%
0～14 歳	3,535	2,629	△34.7%	1,966	△25.2%	1,429	△27.3%	1,135	△20.6%
15～64 歳	10,783	10,013	△11.0%	8,213	△18.0%	6,393	△22.2%	5,365	△16.1%
うち 15～29 歳(a)	2,543	2,279	△22.9%	1,810	△20.6%	1,224	△32.4%	1,011	△17.4%
65 歳以上(b)	2,331	2,962	38.9%	4,263	43.9%	4,552	6.8%	4,398	△3.4%
(a)/総数 若年者比率	15.3%	14.6%	－	12.5%	－	9.9%	－	9.3%	－
(b)/総数 高齢者比率	12.3%	19.0%	－	29.5%	－	36.8%	－	40.4%	－

- ・ 過疎地域においては、高冷地野菜栽培や飛騨牛等家畜の飼育が行われているが、比較的零細な農家が多く、従事者の高齢化も進んでいることから、就業者の減少が進み、耕作放棄地の増加も危惧されている。

(産業別就労人口割合の推移 (国勢調査) 過疎地域分)

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	9,548	9,226	△3.5%	8,091	△12.3%	7,071	△12.6%	6,025	△14.8%
第 1 次産業 就労人口比率	31.6%	22.0%	-	17.4%	-	17.0%	-	16.4%	-
第 2 次産業 就労人口比率	29.5%	31.4%	-	21.8%	-	22.4%	-	20.8%	-
第 3 次産業 就労人口比率	38.9%	46.6%	-	60.8%	-	60.6%	-	62.8%	-

(3) 行財政の状況

- ・ 効率的かつ効果的な行政運営を推進するため、歳入の安定的な確保と歳出の適正化による健全な財政基盤の構築を図るとともに、財政の透明性の確保と長期の財政収支の見通しなどにより、持続可能な財政運営を推進している。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

- ・ 本市における過疎地域の現状や課題に応じ、地域の資源や特性、関係人口等を活用した過疎地域における総合的かつ計画的な対策を推進する。
- ・ 対策の推進に当たっては、第九次総合計画の基本理念である「人を育み 未来につなぐ」を念頭に、少子高齢化が進み、人口減少が見込まれる中であっても、市民の暮らし、生活基盤を整えていくための取り組みを推進する。
- ・ また、第九次総合計画の「重点戦略」として掲げる「先人から受け継がれた有形無形の財産を守り、育て、そして未来につなぐための 人づくり」に基づくとともに、単独の過疎地域の取り組みだけでなく「地域間連携（エリア）のまちづくり」による地域の枠を超えた視点で推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

- ・ 第九次総合計画に掲げる人口の将来展望を基に、人口の基本目標を設定する。

(基本目標)

指標	指標の説明	単位	現状値		目標値 (第九次総合計画将来展望値)	
人口（全体）	10月1日現在における	人	(2020年)	84,419	(2030年)	73,519
人口（過疎地域）	市内に居住する人口		(2020年)	10,905	(2030年)	9,028

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

- ・ 基本目標に対する達成状況の評価方法や実施方法等を設定する。
- ・ 市民アンケート等の結果に基づき評価を実施する。

(7) 計画期間

- ・ 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・ 公共施設等の配置や管理・運営については、「高山市公共施設等総合管理計画」に掲げる公共施設の総合的かつ計画的な管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

【施策内容】

各施策の対策は別紙3-1のとおり

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
3. 産業の振興
4. 地域における情報化
5. 交通施設の整備、交通手段の確保
6. 生活環境の整備
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上・増進
8. 医療の確保
9. 教育の振興
10. 集落の整備
11. 地域文化の振興等
12. 再生可能エネルギーの利用の推進
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

重点的にすすめる施策

九次総項目	過疎計画項目	移住・定住・地域 間交流の促進、 人材育成	産業の振興	地域における情 報化	交通施設の整 備、交通手段の 確保	生活環境の整備	子育て環境の確 保、高齢者等の保 健及び福祉の向 上・増進	医療の確保	教育の振興	集落の整備	地域文化の振興 等	再生可能エネ ルギーの利用の推 進	その他地域の持 続的発展に関し 必要な事項	該当なし	備考
[地域福祉]	地域全体が助け合う社会の実現														
	◇総合福祉センター機能の整理により、市民の活動の場の確保を図ります。													○	過疎地域に関連なし
	◇福祉ボランティアや市民活動団体の育成強化、ボランティア活動への参加促進などにより、地域全体が助け合う社会の実現を図ります。						○								
	自立した生活を実現するための不安の解消														
	◇孤独・孤立や生活困窮などへの支援体制の強化により、暮らしの中で直面する様々な課題に対し、寄り添いながら包括的で効果的な支援をすすめます。						○								
	◇多くの機関が連携しながら相談や支援につなげる重層的支援体制の構築により、複雑化した生活課題への対応や市民生活の不安解消を図ります。						○								
[障がい者福祉]	自立した地域生活の維持継続														
	◇地域生活支援拠点の機能の充実・強化により、障がい者の日常生活の自立や社会参加を促進します。						○								
	◇障がい福祉人材の育成・確保により、安定的な障がい福祉サービスの提供を図ります。						○								
	地域社会が一体となった支援体制の確立														
	◇基幹相談支援センターの体制強化により、障がい者やその家族が直面する様々な課題に対する専門的な支援や情報提供を行います。						○								
	◇福祉事業者や地域との連携の強化などにより、障がい者の親亡き後や障がい者及び介護者が高齢になっても、いつまでも地域で安心して暮らせる体制づくりをすすめます。						○								
[高齢者福祉]	高齢者の社会参加の促進														
	◇介護予防の推進により、高齢になっても心身ともに健康で活躍できる環境整備を図ります。						○								
	住み慣れた地域で生活を維持するための仕組みの構築														
	◇判断能力が不十分な方や身寄りのない高齢者などの生活課題への支援体制の充実により、誰もが安心して年齢を重ねられる地域づくりをすすめます。						○								
	◇認知症に対する理解を促進することなどにより、認知症フレンドリー社会の実現を図ります。						○								
	◇在宅生活に対する支援などにより、高齢者が安心して暮らせる地域づくりをすすめます。						○								
	◇地域のニーズに応じた買い物支援などにより、住み慣れた地域での生活の維持を図ります。						○								
	安定的介護サービスの提供														
	◇介護人材の育成・確保により、安定的な介護サービスの提供を図ります。						○								
	◇介護事業所との連携などにより、必要な介護サービスが提供できる体制の維持を図ります。						○								
	◇デジタル技術の活用により、介護サービス事業の効率化を図ります。						○								
[児童福祉]	誰一人取り残さない切れ目のない支援体制の充実														
	◇こども家庭相談システムの導入などにより、こどものライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ります。						○								
	◇学校や地域、関係団体等のサポートネットワークの整備などにより、こどもやその家族が安心して暮らせる地域づくりをすすめます。						○								
[医療・保険]	地域医療体制の充実														
	◇高度医療機関及び中核病院との連携などにより、地域医療体制を安定的に維持します。							○							
	◇医療機関と連携した医療を目指す学生への支援などにより、医療人材の育成確保を図ります。							○							
	◇国保診療所や移動診療車の運営などにより、地域医療体制の充実を図ります。							○							
	安定的で持続可能な医療保険制度の運営														
	◇介護予防と一体的な保健事業の推進により、高齢でも心身ともに健康で活躍できる環境整備をすすめます。						○								
	◇特定健康診査・保健指導の受診率向上などにより、被保険者の健康保持と増進を図るとともに、医療費適正化や収納率の維持向上による公的医療保険制度の安定的な財政運営を行います。						○								

重点的にすすめる施策

九次総項目	過疎計画項目	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	産業の振興	地域における情報化	交通施設の整備、交通手段の確保	生活環境の整備	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上・増進	医療の確保	教育の振興	集落の整備	地域文化の振興等	再生可能エネルギーの利用の推進	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	該当なし	備考
【健康・保健】															
	生活習慣病の発症、重症化予防														
	◇健診結果に基づいた保健指導により、健康寿命の延伸を図ります。						○								
	◇ライフステージに応じた健康づくりを啓発することにより、生活習慣の改善を図ります。						○								
	こころの健康増進														
	◇相談体制の充実などにより、こころの健康の保持と増進を図ります。						○								
	◇悩んでいる人に気づき、適切な対応ができるゲートキーパーの育成などにより、個人が社会とつながりを持ちやすくする環境づくりをすすめます。						○								
	健康を支える環境の整備														
	◇インセンティブ制度等の活用により、健康に関心が薄い人をはじめ、市民が健康づくりに取り組むことができる社会環境づくりをすすめます。						○								
	◇ワクチン接種への支援により、市民の感染症や病気の防止を図ります。						○								
【こども・子育て】															
	こどもが心身ともに健やかに育つ環境の整備														
	◇屋内外の「こどもの遊び場」の魅力向上のための施設整備と活用促進により、楽しく、健やかにこどもが育つための環境の創出、地域への誇りと愛着の醸成を図ります。						○								
	◇放課後児童クラブに専用アプリを導入し、効果的に運用することにより、保護者などの負担軽減やサービス向上、こどもの健全育成のための環境整備をすすめます。						○								
	◇こどもが安心して自分らしく過ごすことのできる「居場所」を持てるよう、官民連携による環境整備と利用促進により、誰一人取り残さない地域づくりをすすめます。						○								
	◇胎児期から成人期までの切れ目のない健診や支援により、生活習慣病や社会生活への不応を予防し、心身の健康増進を図ります。						○								
	◇保護者や支援者への発達段階に応じた適切な対応や方法を学ぶ場の提供により、こどもの健全な成長や発達支援をすすめます。						○								
	こどもを安心して生み育てられる子育て支援の充実														
	◇子育てにかかる経済負担の軽減のための各種の給付や助成の充実などにより、出産や子育ての希望をかなえ、こどもや家庭が温かく見守られ、支えられる地域づくりをすすめます。						○								
	◇保育や幼児教育、その他多様な託児サービスの提供とともに、必要な人材の確保・育成により、保護者が就労と子育てを両立し、こどもが豊かに育まれる環境整備を図ります。						○								
	◇親子の愛着形成の促進などきめ細かな子育て支援の充実により、安心してこどもを生み育てやすい地域づくりをすすめます。						○								
	こどもの誕生や成長を共に喜び合える地域社会の実現														
	◇こどもがまちづくりに参画する仕組みを整えるなど、こどもの意見が反映される社会をつくることにより、将来の社会の担い手の育成をすすめます。						○								
【学校教育】															
	多様な学びを約束する学習環境の整備														
	◇不登校児童生徒に対する多様な支援などにより、幅広い学びの環境を提供します。								○						
	◇小中一貫教育の推進により、学習環境づくりに取り組みます。								○						
	◇学校の適正規模・適正配置の検討をすすめます。												○		「検討」であり具体的な取組ではないため分類しない
	◇学校の適正規模を考慮した整備により、学校施設の学習環境の保全と安全性や利便性の向上を図ります。								○						
	◇ICT機器を活用した高度な学習環境の提供などにより、学校における教育のデジタル化を図ります。								○						
	地域への愛着と郷土への誇り、未来への希望の醸成に向けた学びの提供														
	◇社会科副読本の更新や地元住民の協力により、身近でわかりやすく特色のある郷土学習をすすめます。								○						
	◇プログラミング学習や外国語指導助手（ALT）による外国語指導などの取り組みにより、デジタル化やグローバル化のすすむ社会を生き抜く力を身につける学びを提供します。								○						

重点的にすすめる施策

九次総項目	過疎計画項目	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	産業の振興	地域における情報化	交通施設の整備、交通手段の確保	生活環境の整備	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上・増進	医療の確保	教育の振興	集落の整備	地域文化の振興等	再生可能エネルギーの利用の推進	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	該当なし	備考
【歴史文化】	地域における歴史遺産・伝統文化の保存継承														
	◇歴史的建造物の耐震化・防火対策の計画的な実施などにより、防災能力の向上を図ります。										○				
	◇地域で継承されている祭礼行事や伝統行事の維持に向けた検討をすすめます。													○	「検討」であり具体的な取組ではないため分類しない
	◇地域の歴史遺産の指定や登録を推進することにより、保存と活用を図ります。										○				
	文化財等の新たな活用による郷土愛の醸成														
	◇実演や体験、協働による資料整理、ICT技術を活用した情報発信などにより、気軽に歴史・伝統に触れられる機会を創出し、郷土愛や地域への誇りの醸成を図ります。										○				
	◇新たな伝統的建造物群保存地区の選定などにより、歴史的町並みの保存と活用を図ります。													○	過疎地域に関連なし
【生涯学習・文化芸術】	◇高山城跡や松倉城跡、広瀬城跡などの活用により、飛騨の中世城館跡の魅力や価値を活かしたまちづくりをすすめます。													○	過疎地域に関連なし
	市民の多様な生涯学習活動、文化芸術活動の場の提供														
	◇高山駅西地区複合・多機能施設の整備などにより、あらゆる世代の交流、生涯学習活動、文化芸術活動の場を提供します。													○	過疎地域に関連なし
	市民の主体的な文化芸術活動や生涯学習活動の促進														
	◇市民主体の文化芸術活動に対する支援や学習情報の提供などにより、喜びや生きがいを感じられる機会の充実を図ります。										○				
	若者が活躍できる機会の創出														
	◇地域や事業者と連携した取り組みなどにより、若者の交流や主体的な活動を支援します。										○				
【スポーツ】	気軽にスポーツに触れられる機会の提供														
	◇気軽に体を動かす機会の創出などにより、スポーツが身近になる環境を提供します。								○						
	市民の多様なニーズに合わせたスポーツ環境の提供														
	◇野球場や中山公園陸上競技場の整備をはじめ、既存施設の適正な維持修繕により、市民がスポーツに触れる環境の充実を図ります。								○						
【交流】	国内外の姉妹友好都市等との交流														
	◇国内外の姉妹友好都市などとの継続的な交流により、産業経済をはじめとした地域の活性化や人々の心の豊かさの創出を図るとともに、広い視野を持った次世代の人材育成を図ります。	○													
【土地利用・都市計画】	地域特性や長期的視点を踏まえた土地利用														
	◇長期的視点に立ち、社会的な変化などに対応する都市計画に見直すことにより、適正な土地利用を図ります。									○					
	◇緑地保全に対する制度の拡充などにより、山林の保全や里山景観の維持を図ります。									○					
	◇中心市街地の活性化などにより、市街地中心部の魅力創出を図ります。													○	過疎地域に関連なし
	◇高山駅西地区複合・多機能施設の整備により、高山駅西地区の活性化と高山駅東側と西側とが連動した賑わいの創出を図ります。													○	過疎地域に関連なし
	◇新火葬場の整備により、誰もが利用しやすく、厳かで温もりのある旅立ちの空間の実現を図ります。													○	過疎地域に関連なし
	◇都市計画道路西之一色花岡線、市道若達花岡線、市道三上三之町線における無電柱化の推進により、安全に通行できる環境の確保や景観の保全を図ります。													○	過疎地域に関連なし
	◇市街地外縁部駐車場の利用の促進などにより、市内に流入する車両の抑制や歩行空間の確保を図ります。													○	過疎地域に関連なし
	地域の実情やニーズに応じた公共交通体制の確立														
	◇のらマイカーやまちなみバス、匠バスなどの運行ルートやダイヤの見直しにより、利用しやすい地域公共交通の確保を図ります。				○										
【公共交通】	◇自家用有償旅客運送、ライドシェア、デマンドタクシーなどにより、地域の特性に応じた移動方法を検討します。													○	「検討」であり具体的な取組ではないため分類しない
	◇バスやタクシーなど市民の移動を支える運転手の確保への支援により、公共交通の維持・向上を図ります。				○										
	公共交通の利便性の向上														
	◇待合スペース等の整備などにより、公共交通の利用環境の向上を図ります。				○										
	◇公共交通利用に対する各種補助制度の拡充や見直しを行います。				○										

重点的にすすめる施策

九次総項目	過疎計画項目	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	産業の振興	地域における情報化	交通施設の整備、交通手段の確保	生活環境の整備	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上・増進	医療の確保	教育の振興	集落の整備	地域文化の振興等	再生可能エネルギーの利用の推進	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	該当なし	備考
【住宅・公園・景観】	良質で住み続けられる住宅環境の整備														
	◇耐震診断から耐震改修への効果的な誘導により、安全で安心して暮らすことができる住宅環境の整備を図ります。					○									
	◇市営住宅の適正な配置により、住宅に困窮する市民へ安定的な住環境の提供を行います。					○									
	公園やまちかどスポットの充実														
	◇公園やまちかどスポットの再整備などにより、こどもの遊び場や憩いの場の充実に努めます。									○					
	地域の特性に応じた景観の保全・創出														
	◇美しい景観と潤いのあるまちづくり条例や景観計画などの適切な運用により、景観の保全を図ります。									○					
	空き家対策・活用														
	◇危険な空き家の除去や活用可能な空き家の利用促進により、市民の安全な生活環境の保全を図ります。									○					
	飛騨の匠の技を継承する人材の確保														
	◇伝統建築産業などの後継者育成や伝統構法への支援により、飛騨の匠の技を継承する人材を確保します。		○												
【道路・河川】	早期の幹線道路ネットワークの構築														
	◇都市計画道路松之本千島線、西之一色花岡線、市道旅行村線などの整備により、道路交通の利便性の向上を図ります。													○	過疎地域に関連なし
	◇中部縦貫自動車道や国道41号石浦バイパス、東海北陸自動車道全線4車線化など広域交通網の整備促進とともに、インターチェンジ周辺をはじめ沿線の地域活性化を図ります。				○										
	官民連携による快適な道路・河川環境の維持														
	◇道路台帳や除雪業務のデジタル化の推進により、市民の利便性の向上と効率的な除雪を図ります。				○										
	◇都市計画道路などの交差点改良や幹線市道の計画的な長寿命化改修により、快適な道路環境の維持・向上を図ります。				○										
【上水道・下水道】	◇水門の遠隔監視や自動制御化により、降雨時などの住宅地への流入抑制を早期に行う仕組みを構築します。					○									
	持続可能で効率的な経営														
	◇上下水道の適正な料金設定により、安定的な経営環境への改善を図ります。					○									
	将来を見据えた効率的な施設・設備の維持														
	◇配水区域の再編、下水道処理区の再編・下水道管情報のデジタル化により、将来への負担の軽減を図ります。					○									
	◇水源地域の保全と徹底した水質管理により、安全で安心して飲める水道水を提供します。					○									
【防災・危機管理】	◇汚水の適正な処理により、快適な生活環境と流域の良好な水質を確保します。					○									
	◇施設や設備の強化により、災害時においても安心して利用できる上下水道サービスを提供します。					○									
	市民の防災意識向上と地域防災力の強化														
	◇地域住民による地区防災計画の策定を促進するとともに、実践的な防災訓練を実施することにより、地域における防災体制の確立をすすめます。					○									
	◇災害時に必要な知識やスキルを身につけるための防災リーダーの育成や防災教育の推進などにより、災害に対応できる人材の育成をすすめます。					○									
	災害情報共有の推進と避難所機能の充実														
	◇老朽化した防災行政無線機器の更新をはじめ、多様な情報伝達手段を確保し、市民への迅速で確実、かつ安定的・効果的な情報共有を図ります。					○									
	◇要支援者や観光客など、誰もが安全に避難できる体制づくりをすすめます。					○									
	◇避難所運営マニュアルの見直しや災害備蓄品の確保、分散備蓄の推進などにより、避難所機能の充実に努めます。					○									
	関係機関等との連携強化（広域防災体制の構築）														
	◇大規模災害時に円滑な応援や受援が可能となるよう、国・県、姉妹友好都市、災害応援協定締結団体などとの連携強化を図ります。					○									

重点的にすすめる施策

九次総項目	過疎計画項目	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	産業の振興	地域における情報化	交通施設の整備、交通手段の確保	生活環境の整備	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上・増進	医療の確保	教育の振興	集落の整備	地域文化の振興等	再生可能エネルギーの利用の推進	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	該当なし	備考
【消防・救急】	持続可能な消防団体制等地域消防力の強化														
	◇消防団関連イベントや広報活動などにより、市民の消防団への理解度や消防団員のやりがいの向上を図ります。					○									
	◇様々な人材を確保することにより、消防団活動の活性化を図ります。					○									
	◇消防団員の処遇改善と負担軽減などにより、消防団の維持と地域消防力の強化を図ります。					○									
	消防・救急体制の確立														
	◇消防指令システム等の更新整備により、消防力の強化を図ります。					○									
	◇救急と医療機関の連携による搬送体制の整備により、市民の生命を守ります。					○									
【森林政策】	◇近隣の自治体等との連携などにより、市民が安心して暮らせる消防・救急体制づくりをすすめます。					○									
	あらゆる世代が木に親しむ機会の創出														
	◇幼少期から大人まで世代に応じた木育・森林環境教育により、森林に対して責任ある行動をとることができる人づくりをすすめます。		○												
	都市部連携による森林づくりの推進														
	◇都市部自治体との連携拡大により、森林整備によるカーボンオフセットや木材利用、普及啓発など、地球温暖化対策に資する森林づくりをすすめます。		○												
【生活環境・資源循環】	森林環境課と税の有効活用による森林の多様な機能の増進														
	◇森林環境課と税の活用により、水源林の保全や災害に強い森林づくりなどの森林の有する公益的機能の増進や、公益的機能に関する普及啓発を図ります。		○												
	ごみ処理を取り巻く環境への対応														
	◇新ごみ処理施設の整備と環境性能を活かした運用により、飛騨高山にふさわしいクリーンな環境づくりを図ります。					○									
	◇第一次埋立処分地の跡地の公園整備などにより、ごみ処理施設周辺の環境を整えるとともに、第二次埋立処分地の延命化などにより、ごみ処理施設の安定稼働を図ります。													○	過疎地域に関連なし
	◇新ごみ処理施設の稼働を踏まえ、ごみの処分体制を家庭系・事業系それぞれの特性に合わせたものに見直すことにより、ごみの減量化やごみ排出方法の改善を図ります。					○									
	循環型社会の形成など公衆衛生環境の確保														
【温暖化対策・自然環境】	◇資源化施設の整備及び3R(リデュース、リユース、リサイクル)のさらなる推進により、循環型社会の形成を図ります。					○									
	◇ごみのポイ捨て、路上喫煙禁止の啓発強化、海洋プラスチックごみ対策や環境配慮行動の推進などにより、生活環境の保全を図ります。					○									
	自然資源を活用したエネルギーの地産地消等による脱炭素社会の実現														
	◇自然がもたらす多様な恵みを活かした再生可能エネルギーの導入促進等により、エネルギーの地産地消と地域内経済循環、気候変動に対応する脱炭素社会の実現を図ります。											○			
	豊かな自然に対する理解と自然環境の保護・保全と利活用														
【農業・林業・畜産業】	◇自然環境に対する意識を向上させ、生物多様性の保全をすすめるとともに、中部山岳国立公園をはじめとした自然公園などの自然環境の保護と、さらなる磨き上げにより、魅力の向上を図ります。												○		
	特色を活かした生産地づくり														
	◇新たな農業技術導入などの促進により、生産性を高め、地域特性を活かした魅力的な農業生産地づくりをすすめます。		○												
	◇幅広い世代で農業への関心を高め、多様な担い手や働き手の確保、遊休農地の解消などにより、持続可能な農業をすすめます。		○												
	◇家畜改良事業の推進や耕畜連携により、畜産業者が安心して経営できる畜産生産地づくりをすすめます。		○												
	◇繁殖牛舎等の整備や自立経営への支援などにより、新たな担い手の確保と定着を図ります。		○												
	◇地籍調査や森林推定地番図の作成などにより、森林所有者の特定を図り、個人所有の森林整備を加速させます。		○												
	◇生産性の高い森林のゾーニングなど、戦略的かつ計画的な森林整備により、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を図ります。		○												
	◇移住者や県立森林文化アカデミーの学生への支援により、新たな担い手の確保と定着を図ります。	○													
	関係者が一丸となった販路拡大														
	◇地方卸売市場の活用などにより、農業者と観光事業者などとの連携による地産地消や農産物の販路拡大をすすめます。		○												
	◇全国和牛能力共進会への出品などにより、関係機関と連携し飛騨牛の高品質化及び販路拡大をすすめます。		○												
	◇林業や木材産業などとの連携拡大により、スギやヒノキなどの針葉樹だけでなく広葉樹の販路拡大をすすめます。		○												

重点的にすすめる施策

九次総項目		過疎計画項目	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	産業の振興	地域における情報化	交通施設の整備、交通手段の確保	生活環境の整備	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上・増進	医療の確保	教育の振興	集落の整備	地域文化の振興等	再生可能エネルギーの利用の推進	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	該当なし	備考
	安心して生業を営むことができる環境整備															
	◇優良農地の確保や農業用施設の長寿命化、鳥獣による被害防止の推進により、安心して農業を営むための環境整備を図ります。		○													
	◇家畜診療技術の高度化により、効果的で効率的な診療体制の強化と、安心して畜産業を営むための環境整備を図ります。		○													
【商業・工業】																
	域外市場産業の成長促進															
	◇商品・サービスの高付加価値化やマーケティングの強化、特産品の販路拡大などの促進により、域外市場産業の成長を図ります。		○													
	事業継続力の強化と技術の継承															
	◇中小・小規模事業者の経営基盤の強化や事業承継、市内への本社機能移転などの促進により、事業の継続と産業構造の多様化を図ります。		○													
	イノベーションの促進と生産性の向上															
	◇DXの推進や最新技術の活用促進、起業・創業しやすい環境づくりなどにより、市内産業のイノベーションを誘発するとともに生産性の向上を図ります。		○													
	地域の特色や資源の活用による魅力ある商業空間の形成と地域の拠点づくり															
	◇地域の特色や資源の活用などにより、魅力ある商業空間や地域の拠点づくりをすすめます。					○										
【雇用・労働】																
	多様な人材が働きやすい、働きがいのある労働環境の整備															
	◇多様な人材の確保・育成により、働きがいのある労働環境の整備を促進します。		○													
	多様な雇用機会の創出と地域の魅力の発信などによる地元企業への就労促進															
	◇地域の魅力を市内外に発信するなど、地元企業との連携により、地元就職と地域への定着の促進を図ります。		○													
【移住定住】																
	移住者が定住しやすい環境の整備															
	◇市内で充実して暮らす若者等の家、まちや職場の魅力などの情報の発信強化により、地域の成長と発展に寄与するUJターン者の確保を図ります。		○													
	◇移住する人や移住した人の想いに寄り添った暮らしへの支援により、暮らしたい、戻ってきたいと思えるまちづくりをすすめます。		○													
	移住者への理解の促進															
	◇民間事業者と連携した移住者と地域住民との交流イベントなどにより、互いに理解し合い、協力して豊かな地域社会を築いていく環境づくりを促進します。		○													
【プロモーション・観光】																
	郷土に対する誇りと飛騨高山ブランドの効果的な発信															
	◇飛騨高山の有する様々な魅力や価値の再認識と磨き上げにより、生まれ育った地域への愛着と郷土への誇りの醸成を図ります。		○													
	◇多様な情報媒体などを活用した情報発信により、飛騨高山ブランドの認知度の向上を図ります。		○													
	◇ふるさと納税の返礼品として地場産品や体験型メニューなどを提供することにより、地域内産業の活性化を促進します。		○													
	観光を活かした持続可能な地域づくりの推進															
	◇観光を活用した地域資源の保護・活用や人材育成、郷土愛の醸成により、選ばれ続ける観光地づくりをすすめます。		○													
	◇観光客の安全・安心・快適な受入れ体制の整備により、滞在環境の充実を図ります。		○													
	◇観光を活用して産業・地域・人をつなぎ、相互連携や役割分担の明確化により、住んでよし、訪れてよしの持続可能な地域づくりをすすめます。		○													

重点的にすすめる施策

九次総項目	過疎計画項目	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	産業の振興	地域における情報化	交通施設の整備、交通手段の確保	生活環境の整備	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上・増進	医療の確保	教育の振興	集落の整備	地域文化の振興等	再生可能エネルギーの利用の推進	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	該当なし	備考
[エリア]	国内有数の山岳資源や温泉資源を有するエリア(丹生川地域・上宝・奥飛騨温泉郷地域)														
	◇松本高山Big Bridge(ビッグブリッジ)構想の推進		○												
	◇飛騨山脈ジオパーク構想の推進		○												
	◇奥飛騨温泉郷活性化基本構想の推進		○												
	◇グリーンツーリズム、エコツーリズム等の体験型の観光の推進		○												
	街道景観と都市部とのアクセスを有するエリア(清見地域・荘川地域)														
	◇自然や農業を体験できる施設などを活用した観光・交流の振興	○													
	◇四季折々の美しい街道景観の保全と活用									○					
	◇道の駅の販売促進及び地域食材の提供		○												
	◇農業・畜産の担い手への農地等の集積・集団化・大規模化		○												
	◇東海北陸自動車道全線4車線化の促進				○										
	南北の連携軸を有するエリア(高山地域・一之宮地域・久々野地域・国府地域)														
	◇日本遺産を活用した周遊型の観光の推進		○												
	◇伝統工芸品の活用と保存継承		○												
	◇地域を周遊するeーバイクツアーの促進		○												
	◇ヘルスツーリズムの推進												○		
	◇アルコピアスキー場廃止後の地域振興策の推進												○		
	高地の特性と長野県方面からのアクセスを有するエリア(久々野地域・朝日地域・高根地域)														
	◇高地トレーニングエリアにおける利用促進								○						
	◇地域活性化に向けた廃校施設の活用									○					
	◇スポーツ合宿誘致に向けた地元活動の促進	○													
	◇クラフト361など沿線の特徴を活かした民間活動	○													
	重様 ◇アルコピアスキー場廃止後の地域振興策の推進												○		
	高規格道路沿線(延伸)の立地を有するエリア(高山地域・丹生川地域・清見地域・荘川地域・上宝・奥飛騨温泉郷地域)														
	◇中部縦貫自動車道の整備促進、中間インターチェンジの整備促進				○										
	重様 ◇東海北陸自動車道全線4車線化の促進				○										
	重様 ◇奥飛騨温泉郷活性化基本構想の推進		○												
	重様 ◇四季折々の美しい街道景観の保全と活用									○					
	重様 ◇農業・畜産の担い手への農地等の集積・集団化・大規模化		○												
	◇企業立地の推進		○												
	重様 ◇自然や農業を体験できる施設などを活用した観光・交流の振興	○													
[協働のまちづくり]	地域活動における担い手の確保														
	◇地域の負担軽減や、多様な主体の協働を促進し、町内会やまちづくり協議会などへの支援により、地域コミュニティの維持や活性化に向けた取り組みをすすめます。												○		
	市民協働による多様な課題の解決														
	◇市民、町内会、市民活動団体、学校、事業者など、地域づくりの様々な担い手の協働を促進することにより、地域課題に取り組む環境整備をすすめます。												○		
	多様な主体による協働のまちづくりの深化														
	◇町内会やまちづくり協議会の位置づけを明確化し、多様な主体の協働による自主的なまちづくり活動を活発的に取り組む環境整備をすすめます。												○		

重点的にすすめる施策

九次総項目	過疎計画項目	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	産業の振興	地域における情報化	交通施設の整備、交通手段の確保	生活環境の整備	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上・増進	医療の確保	教育の振興	集落の整備	地域文化の振興等	再生可能エネルギーの利用の推進	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	該当なし	備考
〔広報公聴〕															
	伝わる広報活動の展開														
	◇戦略的な情報発信により、伝わる広報の実現を図ります。													○	過疎計画に直接的な関連なし
	市民の声を市政に反映する公聴の展開														
	◇「誰でも、気軽に、簡単に」意見ができる環境の充実を図ることにより、市民の声を政策に反映します。													○	具体的な取組ではないため除外
〔多文化共生・人権〕															
	自分らしく生きられる、多様性の尊重														
	◇多様な生き方や働き方に対する市民の意識醸成などにより、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を図ります。												○		
	異なる文化や慣習を認め合い、共に生きる社会の構築														
	◇在住外国人への暮らしに必要な様々なサポートや外国人材受入事業者への支援などにより、異なる文化を持つ人々が互いに安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。	○													
	◇外国語講座や異文化交流イベントなどの開催により、多様な文化や異なった価値観を尊重する市民意識の醸成を図るとともに、相互理解を深めます。	○													
〔総合計画〕															
	新たな体制によるまちづくり														
	◇市民のまちづくりに対する思いを実現する仕組みの構築により、新たなまちづくりの構築を図ります。												○		
	計画の進捗管理、実効性の確保														
	◇PDCAサイクルに基づく計画の進捗の管理、社会の変化と事業の進捗に応じた実施計画のローリングをすすめるとともに、各種計画と連動した様々な施策を推進することにより、総合計画の実効性を確保します。													○	具体的な取組ではないため除外
	効果的な連携														
	◇国や県、周辺自治体、事業者、団体などとの連携により、効果的で効率的な事業の推進を図ります。													○	過疎計画に直接的な関連なし
〔組織・人事・行政経営・DX推進〕															
	社会情勢等に対応した効率的・効果的な組織体制の構築														
	◇行政課題に対応した機能的な組織編成や多様な人材の活躍などにより、効率的・効果的な組織体制の構築を図ります。													○	市組織内部に関する項目であり、過疎計画に直接的な関連なし
	◇健康で働きやすい職場環境の整備などにより、職員の活力や生産性の向上、組織の活性化を図ります。													○	市組織内部に関する項目であり、過疎計画に直接的な関連なし
	◇多様化、高度化する行政課題に対応するため高い専門性や政策形成能力を備えた職員の育成や確保を図ります。													○	市組織内部に関する項目、過疎計画に直接的な関連なし
	◇住民異動手続きや各種証明書発行のスマート化などにより、市民サービスの向上及び業務の効率化を図ります。			○											
	◇出資等の基本的な考え方を踏まえた出資団体への出資等の見直しをすすめます。													○	過疎計画に直接的な関連なし
	新たな官民連携による効果的な施設の整備														
	◇民間事業者の創意工夫による新技術や独自ノウハウを活用した公共施設の整備をすすめます。													○	過疎計画に直接的な関連なし
	デジタル技術の活用による市民サービスの向上														
	◇デジタル化などを通じた行政全般にわたる業務最適化や市民の利便性向上を図ります。			○											
	◇デジタル技術やデータを有効活用して課題解決や新たな価値の創造につなげていくことができる人材の育成や確保をすすめます。			○											
〔財政・財産管理・税制〕															
	持続可能な財政運営														
	◇歳入の積極的な確保、事務事業見直しなどによる歳入の削減、限られた財源の重点的かつ効果的な配分により、財政の健全性を維持します。													○	過疎計画に直接的な関連なし
	◇財政の透明性の確保、計画的な地方債の借入や基金の活用、長期の財政収支の見直しなどにより、持続可能な財政運営を行います。													○	過疎計画に直接的な関連なし
	公有財産の有効活用														
	◇公共施設の複合化や多機能化をすすめます。													○	
	◇不要な財産の処分をすすめます。													○	過疎計画に直接的な関連なし
	適正な公契約														
	◇市内事業者の積極的な活用を図ります。													○	過疎計画に直接的な関連なし
	公平な財源確保														
	◇市税収入の安定的な確保のため、公平公正な課税を行い、効率的な収納業務を行います。													○	過疎計画に直接的な関連なし

○(該当項目)

11

38

3

10

25

38

3

9

8

5

1

10

28

189